

信託法学会の 50 年

加毛明（東京大学）

I. はじめに

- ・昭和 51 年 10 月 23 日 信託法学会設立
- ・令和 8 年大会：
 - ・信託法学会設立 50 周年
 - ・「第 50 回」大会（令和 2 年大会の延期）

II. 学会設立の経緯

1. 背景

(1) 信託協会創立 50 周年記念の座談会

- ・四宮和夫＝海原文雄＝田中實「信託法制の諸問題と信託の普及について」信託 105 号(1976 年) 10 頁〔1975 年 7 月 18 日収録〕
 - ・信託法研究の普及と学会の設立
 - ・「学会の活動範囲を信託法プロパーの問題に限定するとなると、大学に信託法の講座がないともいえる状況なので、学会に対して関心をもつ人はそう現われないと思いますが、信託法プロパーの問題でなくても、信託的な考え方で処理できるような法現象は、民法、商法、民事訴訟法、さらに公法の領域にもかなりあるので、そういったものを学会で取りあげるようにして学者の関心を喚起するようしたら、より幅広い層の人達の参加が期待できるのではないかと思います。」(28 頁〔四宮和夫発言])
 - ・信託法改正の検討の場としての学会
 - ・「もし信託法学会ができるとしたら、そこを信託法改正問題討論のひとつの場として利用することも考えられますが、舞台裏で多くの準備作業のいることは申すまでもありません。何といたってもいちばん大切なのは、現行信託法が實際上どのようなネックをもっているのかを、これまでの経験をもとにして整理してみることです。その作業の推進とまとめ役は、やはり、信託協会をおいてはないわけです。」(28 頁〔四宮和夫発言])
 - ・法学界・信託業界の共同研究の必要性
 - ・「とくに英米法とは法体系の異なる大陸法の日本で、この信託をほんとうに理解して、それを業務として発達させていくためには、やはり学会と業界がよい意味で協力し合って信託の本質を解明し、これを発展させていかなければならないのではないかと感じますね。」(28 頁〔海原文雄発言])

(2) 信託業界による働きかけ

- ・信託研究の振興に向けた取組み
 - ・大蔵省銀行局長通達「金融機関の不祥事の防止について」（昭和 45 年 7 月 16 日付蔵銀第 2111 号）
 - ・「信託協会の機能強化について」（昭和 46 年 3 月 18 日信託協会理事会決定）
 - ・昭和 46 年 12 月 信託協会調査部の設置
 - ・昭和 47 年 信託研究奨励金制度
- ・信託銀行の業務の状況：貸付信託を中心とする業務と財産管理制度としての信託
 - ・昭和 27 年 貸付信託法：長期金融機関としての信託銀行
 - ・適格退職年金信託（昭和 37 年）、厚生年金信託（昭和 41 年）、財産形成信託（昭和 47 年）など
- ・信託業界（川崎誠一（三井信託銀行）、志立託爾（三菱信託銀行）、櫻井修（住友信託銀行）など）と信託協会（本間英朗、浦川正夫、森一七、小池俊一など）による学会設立の働きかけ

2. 学会の設立

(1) 設立の準備

- ・信託法学会設立世話人会議
 - ・昭和 51 年 4 月 3 日発足
 - ・四宮和夫、海原文雄、田中實、森泉章
- ・信託法学会設立準備委員会
 - ・昭和 51 年 4 月 28 日発足
 - ・海原文雄、鴻常夫、河本一郎、小林桂吉、四宮和夫（委員長）、新堂幸司、菅原勝伴、菅原菊志、砂田卓士、曾野和明、竹内昭夫、田中英夫、田中實、谷口知平、田村諄之輔、戸田修三、戸塚登、林良平、堀切真一郎、本間輝雄、森泉章、矢頭敏也
- ・信託法学会設立趣意書【別紙】
 - ・大正信託法・信託業法の全面的な再検討
 - ・信託銀行の業務の在り方の見直し
 - ・担保附社債信託法の内容及び信託法・信託業法との関係の検討
 - ・信託法外の「信託」の研究

(2) 創立総会・記念講演・研究発表

①設立総会

- ・昭和 51 年 10 月 23 日 白金迎賓館
- ・理事長就任挨拶（四宮和夫）
 - ・「信託」を対象・方法において広く捉えるべきこと
 - ・信託法外の「信託」の研究の必要性
 - ・比較法研究・法制史研究の重要性 e.g. カナダ・ケベック州、リヒテンシュタイン
- ・信託法・信託業法の研究
 - ・担保附社債信託法との関係
 - ・信託実務を踏まえた立法論の検討

②記念講演

- ・大坂谷公雄「信託法 50 年の歩みと信託法学会の誕生について」

③研究報告

- ・海原文雄「アメリカの労働諸立法と信託」
 - ・田中實＝松本崇「公益信託について——財団法人との対比を中心に」
 - ・鴻常夫「担保附社債信託法と信託法・信託業法との調整」
- ※第 2 回大会 谷口知平「日常生活における信託法理」

3. 学会の運営

(1) 役員など

- ・理事：当初 21 名（堀切真一郎（弁護士）、小林桂吉（信託協会理事）を含む）
- ・監事：当初 2 名
- ・顧問：当初 9 名（森田千賀三（信託協会会長）を含む）
- ・幹事：当初 2 名（中野正俊、小池俊一（信託協会調査部））
- ・学会事務局：慶應義塾大学法学部研究室→信託協会（昭和 62 年度）

(2) 会員

- ・入会条件：理事会の承認（規約 5 条）（会員 2 名の推薦（平成 8 年度から））
- ・賛助会員（規約 5 条 2）
 - ：当初 8 社（三井信託銀行、三菱信託銀行、住友信託銀行、安田信託銀行、東洋信託銀行、中央信託銀行、日本信託銀行、大和銀行）と信託協会
- ・通常会員（規約 5 条 1）
 - ：昭和 51 年度の会員数 729 名（うち 371 名が信託銀行所属者）

Ⅲ. 大正信託法・信託業法の改正に関する研究

1. 信託法研究会・商事信託研究会によるシンポジウムの開催

(1) 信託法研究会

- ・昭和 51 年 12 月 「信託法改正研究会」の構想
- ・昭和 52 年 4 月発足
- ・メンバー（最終）
 - ・新井誠、海原文雄、江頭憲治郎、鴻常夫、木下毅、四宮和夫（座長）、田中實、辻正美、中野正俊、能見善久、広渡清吾、前田庸、松本崇（三菱信託銀行）、米倉明
- ・研究活動
 - ・信託法・信託業法の研究
 - ・信託銀行所属者による信託業務に関する報告
 - ・外国における信託制度の研究
 - ・英国、米国（信託法リステイトメント）、ドイツ、インド、カナダ・ケベック州、リヒテンシュタインなど
- ・信託法改正試案
 - ・信託法第 1 次改正試案（昭和 57 年 8 月）
 - ・信託法第 2 次改正試案（昭和 58 年 8 月）
 - ・信託法第 3 次改正試案（昭和 59 年 7 月）
→昭和 59 年 10 月 日本私法学会シンポジウム「信託法改正の基本問題」
- ・第 10 回大会（昭和 60 年）シンポジウム「信託法改正問題」
 - ・信託法第 4 次改正試案
 - ・「改正試案の趣旨は、基本的には現行信託法起草者の意図を尊重しつつも、その後の学説によって批判を受けた部分、新しい社会的・経済的需要への対応に欠けている部分などを是正することにある。」（四宮和夫「はじめに」信託法研究 10 号 2 頁）
 - ・「はじめに」四宮和夫／「信託の定義及び設定」米倉明／「受託者の基本的義務」松本崇／「受託者の個人的地位」新井誠／「委託者の地位」辻正美／「信託財産および受益者（信託管理人）の地位」木下毅／「受益権」前田庸／「信託の終了」中野正俊／「公益信託」田中實
 - ・信託法学会十周年記念行事
- ・信託法改正試案の取扱いに関するその後の検討

(2) 商事信託研究会

- ・昭和 61 年 8 月発足
- ・メンバー（最終）
 - ・新井誠、角紀代恵、神作裕之、神田秀樹、木下毅、能見善久、樋口範雄、藤田友敬、前田庸（座長）、山田誠一
 - ・宇佐美雅彦（中央三井信託銀行）、田中和明（中央三井信託銀行）、福井修（三菱信託銀行）、早坂文高（住友信託銀行）、信森久典（安田信託銀行）、西村充市（東洋信託銀行）、小松彰彦（日本信託銀行）、大宮克巳（大和銀行）
- ・研究活動
 - ・海外調査（アメリカ、イギリス、ドイツ、スイス、フランス、ベルギー）
 - ・信託銀行の実務に焦点を充てた研究
 - ・金銭の信託、土地信託、受益権の流動化、事業性のある信託、集団性のある信託など
- ・第 25 回大会（平成 12 年）シンポジウム「商事信託に関する立法論的研究」
 - ・商事信託法要綱案
 - ・「現在は第四次研究会であるが、そこでは本日配布している説明付の商事信託法要綱案の作成作業に集中している。第四次研究会では、その中に部会を設けている。部会メンバーは、神田秀樹先生を部会長とし、学者メンバーの樋口範雄、山田誠一、神作裕之および藤田友敬の諸先生および業界メンバー全員である。部会で原案を作成し、これをメンバー全員から成る研究会で審議をし、さらにそこでの審議の内容について部会で検討するという手順で配布してある要綱案が作成された。当然のことであるが、研究会および部会では、学界メンバーと業界メンバーとが平等の立場で発言しており、要綱案は学界メンバーと業界メンバーとの共同作業の成果である。」（前田庸「はじめに」信託法研究 25 号 2-3 頁）
 - ・「はじめに」前田庸／「1. 本要綱案の適用対象」「2. 商事信託の成立及び対抗要件」神田秀樹／「3. 委託者」樋口範雄／「4. 受託者」「4. 1. 受託者の権限」藤田友敬／「4. 2. 受託者の権利」山田誠一／「4. 3. 受託者の義務」神田秀樹／「4. 4. 受託者の責任」藤田友敬／「4. 5. 受託者が 2 人以上の場合——共同受託者及び複数受託者」「4. 6. 信託財産の運用指図を行う者」神作裕之／「4. 7. 受託者の任務の終了」山田誠一／「5. 受益者」「6. 受益証券」神作裕之／「7. 対外関係」「8. 信託契約の変更・信託の併合及び分割」藤田友敬／「9. 信託の終了（解除を含む）」山田誠一／「10. 比較法コメント」樋口範雄
- ・商事信託研究会『商事信託法の研究——商事信託法要綱およびその説明』（有斐閣・2001 年）

2. 学会による信託法改正に向けたシンポジウムの開催

(1) 第30回大会（平成17年）シンポジウム「信託法改正の論点」

- ・学会による研究会の組織
- ・目的
 - ・「そして、より重要なことは、シンポジウムという形をとることで、皆が自由で学問的な立場から議論できることを狙っていることである。信託法改正について意見を述べることだけならば、パブリック・コメントでも可能であるが、その場合には、ある程度自分の属する団体や職業などの利害が反映する。自分の利害を考えて意見を述べること自体は悪いことではないが、このシンポジウムではできるだけ個人の立場で学問的な議論をお願いしたいと考えている。それこそが信託法学会で信託法改正をシンポジウムとして取り上げるこの意味だと考えるからである。」（能見善久「はじめに」信託法研究30号1-2頁）
 - ・「総論」能見善久／「商事信託と信託法改正」神田秀樹／「信託法改正と信託実務」田中和明／「金融取引実務が信託に期待するもの」井上聡／「信託法の見直しと公益信託」雨宮孝子

(2) 第42回大会（平成29年）シンポジウム「公益信託法改正」

- ・立法過程への働きかけ
- ・「シンポジウムの趣旨」中田裕康／「公益信託法改正の基本的方針と主要論点」深山雅也／「信託のなかの公益信託」佐久間毅／「公益の実現における公益信託の意義」藤谷武史／「比較法から得られる公益信託法改正への示唆」松元暢子

IV. 研究報告・シンポジウム

1. 報告者

(1) 手続

- ・理事会（役員会）による決定
- ・研究者と信託銀行所属者による研究報告の担当

(2) 信託銀行所属者による研究報告

- ・第2回大会（昭和52年）
 - ・5件中2件（神戸壺四郎（三井信託銀行）「設備信託について」／橋本孝一（東洋信託銀行）「信託された株式に対する議決権行使の諸問題」）
- ・第3回大会（昭和53年）以降
 - ・研究報告4件のうち2件を研究者、2件を信託銀行所属者が担当する
 - ・信託法理の発展に資するような報告への期待
 - ・信託協会社員8社（三井信託銀行・東洋信託銀行、三菱信託銀行・中央信託銀行、住友信託銀行・日本信託銀行、安田信託銀行・大和銀行）によるローテーション
- ・第28回大会（平成15年）
 - ・信託銀行の合併によるローテーションの変更
- ・第29回大会（平成16年）
 - ・折原誠（信託協会）「内外の信託法改正動向とわが国における改正の方向」
- ・第36回大会（平成23年）以降
 - ・2年ごとに1年目2件、2年目1件とする
 - ・信託協会及び社員4社（三井住友トラスト・ホールディングス、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行）によるローテーション

(3) 半日シンポジウム

- ・第37回大会（平成24年）「信託税制の現状と課題」／第39回大会（平成26年）「商事法・法人法の観点から見た信託」／第42回大会（平成29年）「公益信託法改正」／第44回大会（令和元年）「民事信託の課題と展望」／第48回大会（令和6年）「高齢者を委託者とする家族間信託の現状と課題」
- ・弁護士、立案担当者等による報告

(4) 研究報告者の範囲の拡張

- ・弁護士による研究報告の可能性の確認

2. 内容

(1) 信託銀行が直面する課題の研究

- ・信託銀行が取り扱う信託商品を対象とする研究
 - ・設備信託、船舶信託、不動産信託、特別障害者扶養信託、従業員持株信託、適格退職年金信託、遺言信託、住宅ローン債権信託、セキュリタイゼーションと信託、事業承継と信託、担保権の信託など
- ・信託実務における信託法・信託業法上の論点に関する研究
 - ・信託財産の分別管理、信託の公示、信託財産と債務、信託の倒産隔離機能、受託者の自己執行義務、受託者の損失填補責任・原状回復責任、受託者の対第三者責任の限定、共同受託者の義務と責任、受託者の補償請求権、受益者の集団性、受益権の分割、受益権に対する担保権設定、委託者の地位、指図権者、信託の変更、信託の終了・清算、信託法の強行法規性など

(2) 信託の法制史研究・外国法研究

- ・英国法、米国法、ドイツ法、フランス法、カナダ・ケベック州法、中国法など
- ・記念講演・シンポジウム
 - ・第20回大会（平成7年）記念講演
 - ・ドノバン・W.M.ウォータース（ヴィクトリア大学）〔新井誠訳〕「裁量信託の概念と利用法」
 - ・第29回大会（平成16年）シンポジウム「アメリカの統一信託法典と日本の信託法改正」
 - ・デイヴィット・イングリッシュ（ミズーリ大学）〔樋口範雄訳〕「統一信託法典について」
 - ・第40回大会（平成27年）シンポジウム「アジアにおける信託法制の現状と課題およびその展望」
 - ・報告：ルシーナ・ホー（香港大学）「香港における信託法」／楼建波（北京大学）「中華人民共和国における信託法および信託業についての概観」／ハン・ウー・タン（シンガポール経営大学）「シンガポール信託法の過去・現在・未来について」／ノ・ヒョク・ジュン（ソウル国立大学）「信託と信託法の発展——韓国における不動産信託」
 - ・コメント：能見善久「総論」／新井誠「民事信託の観点」／神田秀樹「商事信託の観点」

(3) 信託法と民商法の関係・私法体系における信託の位置づけに関する研究

- ・財産管理行為、救済と信託、受託者の権限違反行為・背信的処分、相続法と信託、商事信託の法理、組織法と信託など
- ・第36回大会（平成23年）シンポジウム「民法から信託を考える」
- ・第39回大会（平成26年）シンポジウム「商事法・法人法の観点から見た信託」

(4) 民商法以外の法領域における信託の研究

- ・租税法、知的財産法、国際私法など
- ・第12回大会（昭和62年）シンポジウム「国際信託法の諸問題」
- ・第37回大会（平成24年）シンポジウム「信託税制の現状と課題」

(5) 民事信託・家族信託の研究

- ・信託銀行が受託者でない信託、家族間における信託
- ・第44回大会（令和元年）シンポジウム「民事信託の課題と展望」
- ・第45回大会（令和3年）シンポジウム「民事信託・商事信託の現代的課題／民事信託の現状と課題」
- ・第48回大会（令和6年）シンポジウム「高齢者を委託者とする家族間信託の現状と課題」

V. 今後に向けて

1. 研究

(1) 信託法・信託業法・公益信託法などの（立法論的）研究

- ・継続的な研究の必要性
 - ・第 35 回大会（平成 22 年）シンポジウム「信託法の法理論的・実務的検証」
 - ・第 45 回大会（令和 3 年）シンポジウム「商事信託と業法・金商法」
 - ・第 49 回大会（令和 7 年）シンポジウム「改正公益信託法の運用に対する期待と課題」
 - ・第 50 回大会（令和 8 年）シンポジウム「商事信託法の立法論的課題」

(2) 信託の多角的な研究

①研究対象の拡がり

- ・商事目的の信託
 - ・新たな種類の財を信託財産とする信託の引受け
 - ・新たな金融商品・サービスの組成における信託の利用
- ・民事信託・家族信託
 - ・民事信託・家族信託の観点からの信託法の立法論的研究
- ・民商法以外の法領域における信託

②研究方法の多様化

- ・隣接諸科学（経済学など）との共同研究

2. 運営

(1) 研究報告

- ・研究報告者の範囲の拡張
- ・研究報告者の決定手続の見直し

(2) 海外の研究者との学術交流

- ・学会としての体制の整備